

牛久市・事業者支援一時金

牛久市はこの程、茨城県の「事業者支援一時金」を受給した法人・個人を対象に、事業継続支援として一時金の支給を決めました。支給額は、法人・個人で1事業者当たり20万円です。

申請を制限することは問題

すでに実施済みの龍ヶ崎市では茨城県の「支援一時金」の受給に關係なく支援金が支給の対象となつています。県の一時金は、種々の理由で申請をしなかったケースがあります。ところが牛久市では、これを支給の条件としており、申請を制限していることは問題です。この部分の削除が求められます。

- 支援金 20万円
- 支給対象者
 - ◎ 茨城県の事業者支援一時金を受給した事業者 (第1弾~4弾)
 - ◎ 市内に事業所があり納税先が牛久市
 - ◎ 事業継続の意思があること
 - ◎ 申請時に市税の滞納がないこと
- 締切 令和5年1月31日 商工観光課

大腸がん検診はじまる

民商共済会では秋の大腸がん検診を実施します。毎年受診されている方は今回も受診していただくとより安心です。民商共済会の加入者は何の負担もなく無料で受診できます。また、この機会に共済会に加入いただければ無料で受診が出来ます。食生活の変化などで大腸がんになる方が増えていきます。健康で長生きすることは、商売繁盛にもつながります。備えがあれば憂いは減るものです。みんなで受診しましょう。

インボイス中止の意見書採択

取手市で請願を採択 龍ヶ崎市は不採択

「インボイス制度の実施中止を求める意見書」を国に提出すること求める請願が、取手市9月定例議会で賛成多数で採択となりました。

この請願は県南農民組合と県南民商が連名で団体請願書を提出していたものです。自民と公明の議員はこの請願に反対の立場をとりました。また、龍ヶ崎市議会へ

の請願では、共産党以外の議員の反対で不採択となりました。

委員会では、「免税事業者との間の不公平をなくせるのでインボイスは必要」などの反対意見が表明されました。

しかしながら、消費税の免税制度は零細事業者への配慮から導入されたもので、負担増に耐えられない零細事業者にとっては死活問題であり、まさに不公平というほかありません。

インボイスの登録は？

インボイスの登録は消費税の課税事業者の届出をすることであり、売上が1000万円以下の免税事業者でも消費税を納税することになります。一般的には年額30万~50万円の支払です。ですから登録はしない方がいいに決まっています。中には元請から言われたから登録をする方もいます。しかし、元請に登録の強制力はありません。

カレンダーが届きます

民商共済会では今年もカレンダーを作成し、年内にはみなさんのお宅にお届けする予定です。ご期待です。

ません。もし元請が強く言ってきた時には独禁法(優越的地位の乱用)に抵触する可能性があります。登録するかどうかは事業者の判断で決めればよいことです。また、売上が1000万円を超えていても登録は自由です。必ずしも登録をしなければならないものはありません。インボイスの登録は、一度登録すると2年間の変更ができません。売上は毎年変動します。登録がなければ売上が1000万円以下の場合に2年後は免税事業者となります。

建設国保の加入は民商で

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が(大工・左官・管・電気・塗装等)
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はおなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入
- ◆ 月1000円で入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金(65未満加入)